

奈良県立民俗博物館旧吉川家住宅耐震補強工事等実施設計業務(R7 県委第 1 号)
仕様書

1. 業務名・業務番号 奈良県立民俗博物館旧吉川家住宅耐震補強工事等実施設計業務
R7 県委第 1 号
2. 業務場所 奈良県大和郡山市矢田町 5 4 5 番地 大和民俗公園内
3. 履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日
(但し、工事費にかかる概算見積書を令和 7 年 9 月 1 2 日までに提出)

4. 業務概要

県指定有形文化財旧吉川家住宅の令和 6 年度耐震診断業務委託成果品を踏まえて、耐震補強工事を含む保存修理工事にかかる実施設計業務を実施し、工事にかかる仕様書・図面を含む実施設計図書を作成する。

なお、令和 2 年度において旧白井家及び旧前坊家付近の地質調査（ボーリング調査、標準貫入試験、土質試験、P S 検層、常時微動測定）を実施済みである。

5. 一般事項

- 1) 本業務は重要文化財建造物耐震対策事業の一環として実施するもので、文化財保護法、奈良県契約規則等関係法規に従って運営する。
- 2) この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項、または疑問を生じた場合は、すべて係員の指示に従って施工する。
- 3) 本業務の対象は重要文化財建造物であることを認識し、その価値を損なわぬよう考慮して作業の進捗には細心の注意を払う。
- 4) 既存建築物・工作物・樹木等の毀損防止策は、関係法規を参照しながら受託者の責任で講じる。
- 5) 現場の管理は関係法規に従い、指定場所以外での火気の使用及び喫煙等は一切禁止する。また、火災防止、人身事故等の防止には万全を期す。
- 6) 業務にあたっては受託者の現場担当者を定め、係員と工程を綿密に協議のうえ、業務の進行・調整を計る。
- 7) 現地作業、確認に使用する機材の設置は事前に担当係員と協議の上行う。
- 8) 現地作業、確認完了後は、作業区域の片付け、清掃をおこなう。
- 9) 現地作業、確認は原則として月曜日は休業とし、作業時間は午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までとする。

6. 業務内容

【耐震補強工事を含む保存修理工事の実実施設計】

令和6年度耐震診断業務委託成果品を踏まえて、耐震補強工事を含む保存修理工事にかかる実施設計業務を実施し、工事にかかる仕様書・図面を含む実施設計図書を作成する。

1 耐震補強工事实施設計

令和6年度耐震診断における補強案を基とし、中地震時及び大地震時に倒壊を防ぐため、下記応答変形角（rad）となるよう補強を実施する。

【耐震補強により目指す応答変形角】

		補強後
中地震時	X（桁行）	1/60以下
	Y（梁間）	1/60以下
大地震時	X（桁行）	1/15以下
	Y（梁間）	1/15以下

2 耐震補強工事に伴い必要となる補修工事实施設計

耐震補強工事に伴い必要となる補修箇所についても調査を行い、上記補強後の耐震性能を満たすために必要となる補修工事について設計を行う。

3 保存修理工事の実施設計

耐震補強に影響はないものの、指定文化財の適切な保存上必要と考えられる萱葺・木部等保存修理工事について設計を行う。

4 工事費積算

耐震補強工事及び補強のために必要となる補修工事、保存修理工事にかかる工事費の積算を行う。各工事の数量を算出し、内訳書及び内訳明細書を作成する。公共単価及び見積によって概算工事費を算出し、積算書を作成する。

また、工事実施に必要な建築監理業務を委託する場合の概算費用を算出する。

5 計画準備、打合せ・協議

上記1から4に関する計画準備を行い、業務計画書を作成・提出する。

また、打合せ・協議は受注時及び納品時のほか、必要に応じて随時行う。

7. 貸与資料

入札までは民俗博物館にて閲覧のみ可。契約完了後、貸与を予定。

1) 令和2年度 耐震診断業務報告書 地盤調査資料

ボーリング調査2箇所、PS検層、室内土質試験

2) 令和6年度 旧吉川家住宅耐震診断業務委託成果品

8. 成果品（すべて2部製本及びデータ（※））

・実施設計図面（A3出力）

- ・数量調書、見積書一式（内訳書、内訳明細書、代価表）、工事仕様書、工事工程表
- ・打合せ協議簿

※データについては、CD-R等に焼付けの上1部

9. 著作権の帰属

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、奈良県に無償譲渡するものとする。
- (2) 奈良県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、奈良県の事業において改変の必要があれば協議のうえ、決定する。
- (3) 受注者は、奈良県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。